

の「実績評価書」の評価を行うにあたり、まず「政策評価の目的」を検討した。そのうえで、厚生労働省の「実績評価書」が「政策評価の目的」に沿っているかどうかを検証した。

政策評価各府省連絡会議了承「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月：以下、ガイドラインと記す）によれば、政策評価の目的は次の3点である。

- ① 国民に対する行政の説明責任(アカウントビリティ)を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

これら3点について、ガイドラインでの記載を補足したうえで、「政策評価の目的」について、既存研究を参考にしながら考察した。

一つ目の「国民に対する行政の説明責任(アカウントビリティ)を徹底すること」について、ガイドラインでは、「政策評価の実施を通じて、行政と国民との間に見られる行政活動に関する情報の偏在を改善し、行政の透明性を確保することにより、国民に対する行政の説明責任(アカウントビリティ)を徹底し、行政に対する国民の信頼性の向上を図る」とある。また、既存研究でも「納税者への説明責任の向上のための材料の提供」として、「税金が有効に使われているか、代替的な『政策』と比較した場合

にも現在の『政策』が最良な政策であるか等の判断のための情報が提供される」としている(龍・佐々木、2004)。

ガイドラインと既存研究では、説明責任の対象者が「国民」「納税者」と分かれているが、行政が説明責任を果たす必要があるという指摘は一致している。

二つ目の「国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること」について、ガイドラインでは、「政策評価の実施を通じて、民間でできるものは民間に委ね、政府の行政活動の範囲について行政が関与する必要性がある分野に重点化・適正化を図るとの観点を徹底することにより、『行政サービスの利用者』としての国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供する効果的・効率的な政策運営を実現する。

また、政策評価の結果を企画立案やそれに基づく実施に反映させるとともに、政策評価の継続的な実施を通じて得られる知見を行政組織が学習・蓄積していくことにより、政策の質の向上及び行政の政策形成能力の向上が図られる」とある。

一方、既存研究では「資源配分の最適化・効率化のための材料の提供」として、「財政的、人的、物的、時間的、情動的(ノウハウ、信用等)資源配分を最適化・効率化するための材料を提供することで、どの『政策』において非効率が発生しているのか、その場合どう改善すべきかの情報が提供される」としている(龍・佐々木、2004)。

ガイドラインでは、民間委譲の視点や行政の政策形成能力の向上といった視点が盛られているのに対し、既存研究では、非効率の追究という視点が提起されている。

三つ目の「国民的視点に立った成果重視

評価、全165件のうち、実績評価108件(65%)、事業評価52件(32%)、総合評価5件(3%)であり、実績評価は事後評価の約3分の2を占める(平成17年6月総務省「政府全体における政策評価等の実施状況等の概要」)。

の行政への転換を図ること」について、ガイドラインでは、「政策評価の実施を通じて、政策の実施のためにどれだけの資源を投入したか(インプット)、あるいは、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供したか(アウトプット)のうえに、サービス等を提供した結果として国民に対して実際どのような成果がもたらされたか(アウトカム)ということを中心とした行政運営を推進することにより、政策の有効性を高めていく。また、職員の意識改革を進め、手続面を過度に重視するのではなく、国民的な視点に立って成果を上げることを一層重視する行政運営に重点を置くことによって、国民にとって満足度の高い行政を実現する」とある。既存研究においても、『政策』に関する意思決定の改善のための材料の提供」として、『意思決定の改善のための材料を提供する』ことで『投入量指向型管理』から『成果指向型管理』への移行が可能となる」ことが指摘されている(龍・佐々木、2004)。つまり、「政策評価が行われる以前は、行政による資源投入量の増減が行政の実績として報告されることが多かったが、政策評価を実施することで、資源投入後の成果(改善効果)、およびそれにより税金支出の節約の総見積額がいくらであったか(コスト・パフォーマンス)等を評価することができる。これらの情報に基づいて『政策』の拡大、縮小、継続、廃止が決定される」(龍・佐々木、2004)としている。

ガイドラインが示す「成果(アウトカム)重視」の視点から、既存研究では一歩進めて、成果(アウトカム)を示すことにより、政策評価が「政策」に関する「意思決定の改善のための材料の提供」となり得ること

を示している。つまり、政策評価における「評価」とは「価値判断を入れず、客観的な数値を用いて、客観的な結論を提示する」(山谷、1997)ことであり、政策評価が提供する情報は、「政策の善し悪しを判断するものではなく、判断するための材料」(山谷、1997)と考えられる。

本研究においては、基本的にはこれらの考え方を踏襲するが、新たに以下の2つの視点を加えて「政策評価の目的」について整理を行った。

1) 政策策定者だけでなく国民も意思決定を行う

民主主義国家である我が国では、選挙や世論などによって民意を反映させることが可能であるため、間接的にはあるが政策策定者に加えて、国民も意思決定者となりうる。したがって、政策策定者だけでなく、国民も政策評価が提供する情報の受け手となる必要がある。政策策定者も一国民であることを考慮すると、政策評価の目的を、国民に対する情報提供(情報の内容については後述)と捉えることができる。

2) 3つの目的はそれぞれ密接に関係している

「説明責任(アカウンタビリティ)」(目的①)と「効率的資源配分」(目的②)は広い意味では、「成果重視および意思決定の材料提供」(目的③)に含まれると考えられる。

つまり国民による意思決定(および、その意を汲んだ政策策定者の意思決定)が行われるためには、「説明責任(アカウンタビリティ)」(目的①)が果たされることが必要であるし、評価対象である政策について「効率的資源配分」(目的②)の観点から情

報が提供されることも必要となる。

そこで、本研究においては「政策評価の目的」を以下のとおりに定義する。

【政策評価の目的】

国民の意思決定に役立つ情報を提供すること。

《意思決定に役立つ情報》

- ・ 財政的、人的、物的、時間的、情動的（ノウハウ、信用等）資源配分を最適化・効率化するための材料（龍・佐々木、2004）。
- ・ 納税者への説明責任を向上させるための材料（龍・佐々木、2004）。など

（2）政策評価の枠組み

1）4段階の枠組みによる構成

「政策評価の目的」（国民の意思決定に役立つ情報を提供すること）を満たすために、どのように政策評価を行わなければならないかについて考察する。

政策評価の目的に鑑みると、政策評価は（i）ニーズや課題等の「前提」の提示、（ii）要素間の因果関係を示す「理論モデル作成」、（iii）実績値の「測定」、（iv）「実績値」と「目標値」を比較し、「評価・分析」を行う。といった4つの枠組みを順に示すことが望まれる（図1）。

行う。具体的には政策・施策・事業が実施される前提となる課題やニーズを示すこと、政策評価を行う担当部署を明示することが期待される。

（ii）理論モデル作成

① ロジック・モデル

実施される政策・施策・事業が課題を解決し、ニーズを充足するための優れた方策であることを論理的に説明する。

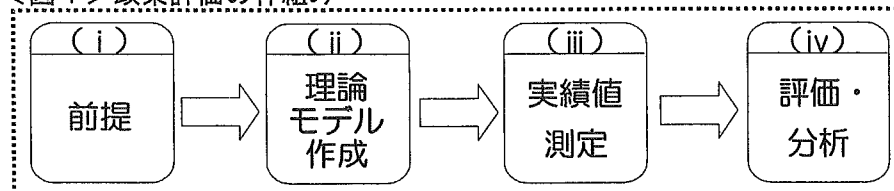
その際、各要素（インプット・アウトプット・アウトカム等）を明示し、政策・施策・事業の一連の政策体系における目的・手段の関係を明確にしたうえで、インプットからアウトカムに至るまでの因果関係の説明を行う。これらの説明は後述する「（iv）評価・分析」においても再度検証する非常に重要な段階となる。

② 指標（目標）設定

前項「①ロジック・モデル」により明示された各要素を指標化して数値として測定可能なものとし、同時にそれらの目標値を設定する。指標化について、特にアウトカム指標は政策・施策・事業の成果を示す重要な指標となるので、指標設定は慎重に行うべきである（ハトリ、2004）。

また、目標を設定することも重要である。目標を設定していないと、実績値を測定（後述（iii））しても、実績値が良いのか悪いのか判定することができない。目標は、目標

<図1>政策評価の枠組み



（i）前提

政策評価を実施するための背景の説明を

値として数値化が出来ることが、評価・分析の段階まで考慮すると最も望ましいが、

定性的な指標で目標値を設定しにくい場合でも、目標とする状態を記述するなど、後に評価・分析できるようにすることが重要である。

(iii) 実績値測定

「(ii) 理論モデル作成」で設定された指標を実際に測定する。また、測定値の信頼性を高め、測定値が評価者によって恣意的に操作されていないことを示す意味でも、測定方法やデータソースを明確にする必要がある。

(iv) 評価・分析

① 測定結果についての考察

評価・分析段階で最初に行うことは、測定値に関する結果（達成、未達成）を明示して、それらの要因についての考察を行うことである。未達成である場合は特に、理論モデル（前述 (ii)）にまで立ち返り、政策体系のどの部分から未達成となっているのかを検証することが、今後の政策策定にとって大きな意味をもつ。

② 総合評価と提言

政策評価の結論部分。この段階に至るまでに集積された情報をもとに、評価対象となる政策・施策・事業についての総合的な評価を行う。さらに、実施された事業の一つひとつや政策全体、および今後の取組みについての提言がなされることが期待される。

2) 上記枠組みを重視する理由

上記枠組みについて特に重視すべき点は、それぞれの段階（「前提」→「理論モデル作成」→「実績値測定」→「評価・分析」）が順番に示されることである。以下でその理由を述べる。

(i) 政策評価には前提が必要不可欠

「前提」は、政策評価の冒頭で説明される必要がある。何故ならば、課題やニーズが冒頭に示されずに政策の説明が先に提示されるならば、当該政策の必要性を十分に伝えることができず、何のために政策が実施されるかが不明確になってしまうからである。

「政策評価の目的」として「説明責任」が含まれている限り、冒頭で示すといった一見、表記上の留意点も大きな意味をもつと考えられる。

(ii) 「理論モデル作成」から政策評価が開される

「理論モデル作成」は実施される事業が最終的にどのような成果を生み出すことが期待されているのかを論理的に示す部分であるため、政策評価においては非常に重要な項目である。例えば、「理論モデル作成」を省略して、事業の「実績値測定」のみを行う政策評価は、最終的に目指すべき状態（アウトカム）が示されないため、事業の実績値（多くの場合、アウトプット）しか示すことができない。仮に事業の実績値だけで、その事業の「評価・分析」を試みたとしても、判断根拠となる理論がなければ国民に対して一方的に結果の報告を行うだけになり、受け手である国民はそれらの情報だけでは意思決定を行うことができないだろう。

(iii) 「実績値測定」なくしては「評価・分析」は行えない

「実績値測定」については、前述のとおり「理論モデル作成」が行われることが前提となる。「実績値測定」は実際に政策が実施された後の状況を示し、「評価・分析」を

行うための材料を提供する重要な段階である。「実績値測定」を省略して「評価・分析」を行うことはできない。

(iv) 「評価・分析」は各段階により得られた情報の整理を行う

「評価・分析」は「理論モデル作成」や「実績値測定」によって得られた情報を整理する段階である。「評価・分析」に至るまでの各段階が適切に行われていれば、意思決定に役立つ情報を提供することができる。

このように、政策評価の枠組み（「前提」→「理論モデル作成」→「実績値測定」→「評価・分析」）が何ひとつ欠けることなく、またこの順番で示されることが、「政策評価の目的」（国民の意思決定に役立つ情報を提供すること）に照らして重要といえる。

これらの考えを示した概念図が図2である。

図2では左から右に、政策評価の枠組み（「前提」→「理論モデル作成」→「実績値測定」→「評価・分析」）を順に示している。

「前提」では、政策策定者がニーズや課題を把握したうえで、「理念」に基づき、「政策・施策」を決定する。そして「政策・施策」を実現する手段として「事業」を決定する。

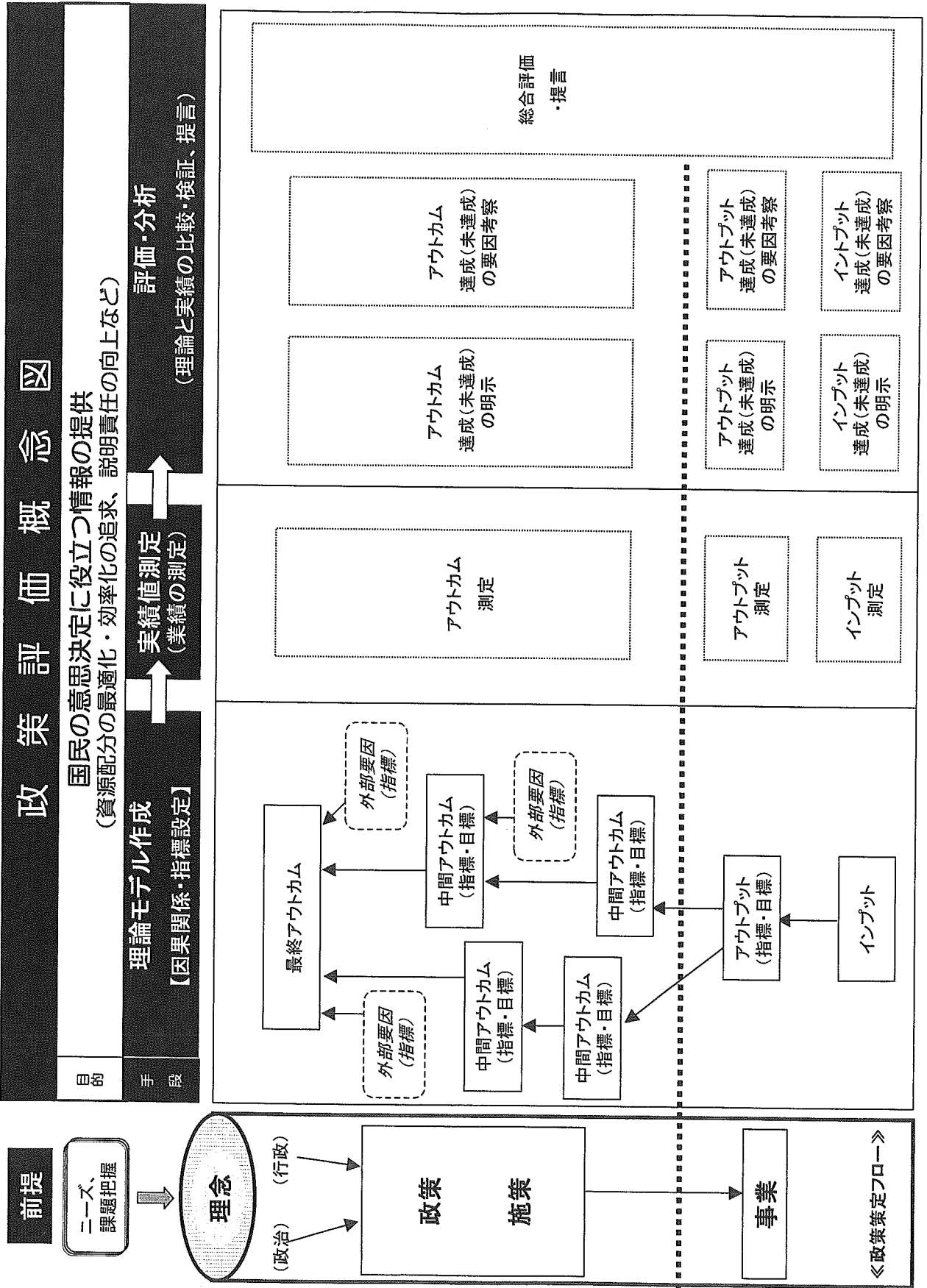
「理論モデル作成」では、「事業」を実施するためのインプットおよび「事業」の結果としてのアウトプットを明らかにする。そのうえで、「政策・施策」の対象者に起こることが期待される変化（成果）をアウトカムとして表記する。図2では、アウトプットが1つ、アウトカムが5つとなっているが、これは一例であり、政策・施策によって、アウトプットおよびアウトカムの数

や連結の状況は様々である。なお、事業の結果（アウトプット）と期待される変化（アウトカム）の境を点線で示している。

「実績値測定」では、「理論モデル」で設定された指標を測定する。

「評価・分析」では、測定値が目標値と比べてどうであったか（達成・未達成）を明示し、その要因を考察する。そして、それらを踏まえて、総合評価・提言を行う。

＜図2＞政策評価の概念図



(3) チェック項目作成

1) 研究における評価軸の作成 (チェック項目の作成)

厚生労働省の「実績評価書」の評価を行うためには、評価軸を明確にしておく必要がある。本研究における評価軸は、「政策評価の枠組み」における具体的な項目(「チェック項目」)である。チェック項目ごとに厚生労働省の「実績評価書」を検証することで、「政策評価の枠組み」と合致している点および相違している点を抽出し、それぞれについての考察を行う。本研究で用いるチェック項目は下記のとおりである(表1)。

2) チェック項目の検討

チェック項目について、枠組み(「前提」→「理論モデル作成」→「実績値測定」→「評価・分析」)に沿って順に検討していく。

(i) 前提

政策評価を行う前段階の情報としては以下の2項目が必要となる。

① 担当部署の明示

② 課題やニーズの明示

(ii) 理論モデル作成

理論部分に関しては、まず大きく「ロジック・モデル」と「指標(目標)設定」の2つに分類する。

<表1> 本研究で用いるチェック項目

チェック項目	
前提	担当部署の明示
	課題やニーズの明示
理論モデル作成	ロジック・モデル
	各要素の明示
	インプット
	財政的資源
	その他資源
	アウトプット
	中間アウトカム
	最終アウトカム
	外部要因
	因果関係の説明
	アウトプット→アウトカム
	中間アウトカム→中間アウトカム
	中間アウトカム→最終アウトカム
	外部要因→アウトカム
	指標(目標)設定
	指標設定
	アウトプット
	中間アウトカム
	外部要因
	指標の妥当性の説明
中間アウトカム	
外部要因	
目標設定	
アウトプット	
中間アウトカム	

チェック項目	
実績値測定	指標測定実施
	測定方法・データソース
	アウトプット
	中間アウトカム
	外部要因
	指標測定
	インプット
	財政的資源
	その他資源
	アウトプット
中間アウトカム	
外部要因	
評価・分析	測定結果についての考察
	実績値測定した結果、達成(未達成)の明示
	インプット
	財政的資源
	その他資源
	アウトプット
	中間アウトカム
	測定結果の要因についての考察
	インプット
	財政的資源
その他資源	
アウトプット	
中間アウトカム	
総合評価と提言	
総合評価	
測定結果の評価・分析に基づいた評価	
特定の測定結果を重視する場合、理由の明記	
提言	

①ロジック・モデル

・各要素の明示

政策評価で論理的説明を行うためには、はじめに要素を明確にする必要がある。対象となる要素は以下のとおり。

【インプット】

アウトプットやアウトカムを生み出す資源（ハトリ、2004）。インプットの内訳としては予算等で示される「財政的資源」と人・モノ・時間などの「その他資源」がある（龍・佐々木、2004）。

【アウトプット】

生産物や生産されたサービス（ハトリ、2004）。厚生労働省の「実績評価書」においては複数示されることもある。

【中間アウトカム】

施策の顧客に起きた行動や態度の変化。最終目標の達成につながることを期待される状態であるが、それ自体は最終目標ではないもの（ハトリ、2004）。

【最終アウトカム】

施策が目指すべき状態。達成しようとする最終目標（ハトリ、2004）。中間アウトカムと比較して、抽象的な状態であることが多く、指標化して測定することが困難な場合がある。

【外部要因】

ロジック・モデル内の要素に影響を与えるロジック・モデル外のもの。インプットやアウトプット、アウトカムと異なり、当該政策ではコントロールができないもの。

「各要素の明示」において、アウトプットとアウトカムを区別することが特に重要である。本研究では、前述の定義よりアウトプットは提供側（厚生労働省）が生み出

す生産物やサービスで、中間アウトカムは生産物やサービスによって顧客側（国民）に起こる変化である。これらの点から、政策評価を行う際には生産物やサービスの提供側に関する評価（アウトプット）と、その結果生じた（もしくは、生じることが期待される）変化の受け手側に関する評価（アウトカム）を区分する必要がある。

・因果関係の説明

明示された各要素間の因果関係を説明する。分かり易く丁寧に因果関係を説明することで、「実績評価書」の読み手（国民）に対して、実施する政策・施策・事業の重要性を説くことができる。

説明が求められる要素の組み合わせは以下のとおり。

【アウトプット→アウトカム】

アウトプットからアウトカム（中間・最終）に至るまでの論理的な説明。

【中間アウトカム→中間アウトカム】

中間アウトカムが複数ある場合、中間アウトカムと他の中間アウトカムとの関係についての論理的な説明。ただし、多くのアウトカムが明示され、因果関係が自明な場合は省略可能。

【中間アウトカム→最終アウトカム】

中間アウトカムから最終アウトカムまでの説明。最終アウトカムは指標化して測定することが困難なため、本項目において因果関係が説明される必要がある。

【外部要因→アウトカム】

当該政策ではコントロールができない外部要因が、アウトカム（中間・最終）に与えると考えられる影響についての説明。

②指標（目標）設定

・指標設定

要素の明示が行われたものについて、実績値を測定するための指標を設定する。ただし、インプットは明示された時点ですでに指標化されているため（例：予算として何円、時間として何時間など）、指標設定の確認は不要である。また、最終アウトカムについては、抽象的な状態であることが多くその特性を示す適切な指標を設定することが困難なことがあるためチェック項目としては設けない。

・指標の妥当性の説明

設定された指標が要素の特性を適切に示しているか、など指標の妥当性についての説明。指標を設定する要素のうち、アウトプットはそれ自体が指標に近い状態として示されるため（例：＜アウトプット＞講習会を開催する：＜指標＞開催した回数・時間など）、チェック項目は設けない。したがって、指標の妥当性の説明は中間アウトカムと外部要因についてのみ、チェックする。

・目標設定

設定された指標について数値目標を設定する。数値目標が設定されていない場合は、測定結果について評価・分析を行うことができない。

政策評価において、数値目標が設定されておらず、アウトプット指標が測定されるだけである場合は、「投入量指向型管理」（龍・佐々木、2004）とならざるをえないが、アウトカム指標の数値目標を設定することで「成果指向型管理」（龍・佐々木、2004）への移行がはじめて促進される。

指標として設定される要素のうち、外部要因は当該政策ではコントロールができな

いため目標設定項目から除外する。よって目標設定される要素はアウトプットと中間アウトカムの2つである。

（iii）実績値測定

指標測定実施

・測定方法・データソース

測定値の信頼性を高め、測定値が評価者によって恣意的に操作されていないことを示す意味でも、測定方法やデータソースを明確にする必要がある。対象となる要素は「指標設定」と同じで、アウトプット、中間アウトカム、外部要因となる。

・指標測定

設定された指標の測定。測定の対象となる要素は「指標設定」されたアウトプット、中間アウトカム、外部要因であるが、さらにインプット（財政的資源・その他資源）を加える。

インプットはロジック・モデルでは予算などの投入予定量が明示されているが、実績値測定では投入予定量ではなく、実際の投入量を測定する必要がある。

（iv）評価・分析

①測定結果についての考察

・実績値測定した結果、達成（未達成）の明示

「目標設定」と「指標測定」がされていれば、達成（未達成）は自明のことであるが、評価・分析を展開するうえで重要な基礎的情報であるので、項目として設けた。対象となる要素は、「指標測定」した要素であるが、外部要因は「目標設定」がないため除外される。対象となる要素は、インプット（財政的資源・その他資源）、アウトプット、中間アウトカムである。

・測定結果の要因についての考察

測定結果（達成・未達成）と前述の「因果関係の説明」を比較しながら測定結果の要因を考察する。理論と数値の両面で検証を行うことで、今後の改善等に役立つ情報を提供することが期待される。対象となる要素は前項同様、インプット（財政的資源・その他資源）、アウトプット、中間アウトカムである。

②総合評価と提言

・総合評価

政策・施策・事業をそれぞれ個別に評価するのではなく、全体として目的と手段が合致しているかなどを測定結果や理論モデルなどから総合的に説明する。政策評価の結論部分にあたる非常に重要な項目である。本研究においては次の2つの視点を重視する。

【測定結果の評価・分析に基づいた評価】

評価が測定結果と無関係になされては、評価の根拠が不明確であり、説得力のある情報を提供することができない。評価・分析は、測定結果に基づいていなければならない。

例えば、課題やニーズを再掲し、「これらの問題を解決するために、引き続き当該政策が必要である」という類の総合評価では、「国民の意思決定に役立つ情報提供」とはおおよそ言えない。理論モデルの提示や、実績値と目標値との比較などを踏まえて、政策・施策・事業の一連の体系が、実施前に掲げた目標に対してどの程度有効であったかが述べられていなければならない。

【特定の測定結果を重視する場合、理由の明記】

実績値の測定を行い、ある事業は目標を

達成しており、別の事業は目標が未達成であるような場合、政策全体として、どのように総合評価をするか、およびその理由を明らかにする必要がある。未達成の事業は個別に改善（又は廃止などの）提案を行うべきだが、政策全体として、どの事業の結果が重要であり、どの事業の結果が枝葉の部分であるかは、「ロジック・モデル」まで立ち返って、説明される必要がある。

評価者が重視する測定結果は、実施された政策・施策・事業の一連の政策体系にとって大きな影響力を持つと考えられているため、その理由を明記する必要がある。ここでの説明が今後の改善策等を検討する際の根拠となる。

・提言

評価対象となる政策・施策・事業が単年度で終わることは少ない。通常、翌年度以降も実施されることが多い。そのため、評価結果を踏まえて政策体系全体、もしくは事業などについて、今後の改善策等の提言が行われるべきである。

2. 厚生労働省の「実績評価書」の検証

(1) 検証方法

1) 「チェックシート」と「チェックリスト」

厚生労働省の「実績評価書」を検証する手段として、前述の「チェック項目」をもとに作成した「チェックシート」と「チェックリスト」を用いる。

(i) 「チェックシート」

「チェック項目」ごとに政策評価を記入できる欄を設けた「チェックシート」を作成する。「チェックシート」の使い方は、「実績評価書」から「チェック項目」に該当す

る部分を転記する。したがって、転記箇所が多ければ（空欄が少なければ）、提供される情報も豊富であり、転記箇所が少なければ（空欄が多ければ）、「実績評価書」の読み手（国民）に提供する情報が少ないことが明らかになる。

また、「チェック項目」ごとに転記の有無を示す評価欄（基本的には記入があれば「○」、なければ「×」）も設けた。

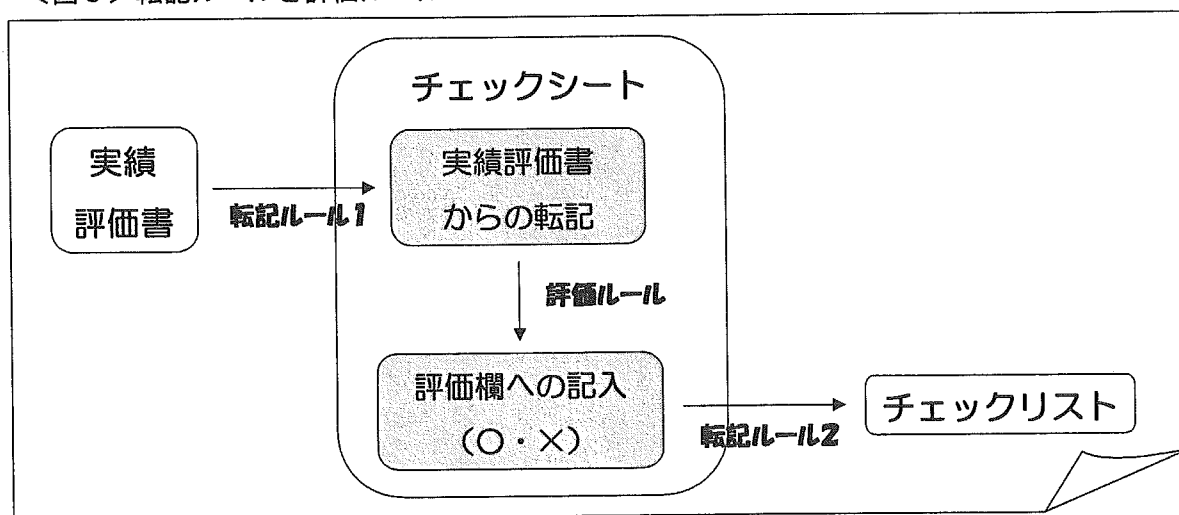
(ii) 「チェックリスト」

「チェックシート」の評価欄（○・×）の結果をまとめた一覧表。「チェックシート」が個々の「実績評価書」ごとに作成されるのに対して、「チェックリスト」は複数の「実績評価書」の評価結果を集約・整理したものである。つまり、検証を行った厚生労働省の「実績評価書」について、全体の傾向・特徴を容易に把握するためのツールである。

2) 転記ルールと評価ルール

検証を適切に行うためには、対象となる「実績評価書」ごとに転記方法や評価方法が異なることがないように、統一したルールが必要である（図3）。そこで、「実績評価書」から「チェックシート」に転記するときの「転記ルール1」（表2）、「チェックシート」の評価欄にて評価（○・×）を行う際の「評価ルール」（表3）、「チェックシート」の評価（○・×）を「チェックリスト」に集約する際の「転記ルール2」（表4）を作成した。

<図3> 転記ルールと評価ルール



(i) <転記ルール1> 「実績評価書」から「チェックシート」への転記

<表2> 転記ルール1

チェック項目		転記基準														
全般	<p>① 「実績評価書」での記述は全て転記を行う。 ただし、逸脱したものや全く論理的でない記述については、転記後に取り消し線を引くこととする。</p> <p>② 各要素の定義については前述の「各要素の明示」に定められたものとする。 特にアウトカムに関しては以下のよう扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アウトカム」 → 中間・最終のいずれか、もしくは両方。 ・ 「中間アウトカム」 → 中間アウトカムA・中間アウトカムB (下記「各要素の明示」欄参照) のいずれか、もしくは両方。 															
各要素の明示	<p>厚生労働省の「実績評価書」の「政策体系」を、用語定義により以下のように読みかえる。</p> <p>【政策体系】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基本目標</td> <td>→</td> <td>最終アウトカム</td> </tr> <tr> <td>施策目標A</td> <td>→</td> <td>中間アウトカムA</td> </tr> <tr> <td>施策目標B</td> <td>→</td> <td>中間アウトカムB</td> </tr> <tr> <td>実績目標</td> <td>→</td> <td>中間アウトカムB① (②～)</td> </tr> <tr> <td>実績目標の手段</td> <td>→</td> <td>アウトプット</td> </tr> </table> <p>*ただし、用語定義から外れるものはこの限りではない。 *施策目標について、便宜上、基本目標に近いものを「施策目標A」、実績目標に近いものを「施策目標B」とした。</p>	基本目標	→	最終アウトカム	施策目標A	→	中間アウトカムA	施策目標B	→	中間アウトカムB	実績目標	→	中間アウトカムB① (②～)	実績目標の手段	→	アウトプット
基本目標	→	最終アウトカム														
施策目標A	→	中間アウトカムA														
施策目標B	→	中間アウトカムB														
実績目標	→	中間アウトカムB① (②～)														
実績目標の手段	→	アウトプット														
財政的資源 (各要素の明示)	実施前の予算額															
その他資源 (各要素の明示)	人・物・時間などの投入予定量															
インプット (指標測定)	予定量ではなく、実際に投入された量。															

(ii) <評価ルール2>「チェックシート」評価欄への記入

<表3> 評価ルール

評価基準	
チェック項目	例 外 項 目
全般	評価基準は原則、以下のように扱う。 ・適当な説明あり→「O」、説明が全くない・あっても逸脱→「X」
因果関係の説明	政策体系（政策→施策→事業）の説明になっているものは「X」。 （例：「アウトカム」を達成するための有効な手段は「アウトプット」である、等）
実績値測定した結果、達成（未達成）の明示	目標値が設定されていない場合は「X」とする。
測定結果の要因についての考察	「達成（未達成）の明示」がない場合は「X」とする。

(iii) <転記ルール2>「チェックシート」から「チェックリスト」への転記

<表4> 転記ルール2

転記基準	
チェック項目	転記基準
全般	①チェックリストへの転記は、チェックシートの評価欄に記入されている評価（「O」、「X」）をそのまま転記する。 ②ただし、1項目に複数の評価対象がある場合（アウトプットが3つ、等）は以下のとおり。 ・複数全て「O」→「O」、複数全て「X」→「X」、「O」と「X」が混在→「△」

3) 「コメント」

厚生労働省の「実績評価書」の検証には「チェックシート」と「チェックリスト」の他に「コメント」を用いた。「コメント」とは、転記ルールや評価ルールに基づいて行う作業において、「チェックシート」や「チェックリスト」上では示すことができなかった点を「実績評価書」ごとに記した解説書的なものである。「コメント」で解説する事項は以下のとおりである。

(i) 前提

担当部署および課題やニーズの記載を確認する。

(ii) 各要素の評価について

要素ごとに評価対象となる「チェック項目」を確認する。例えばアウトプットについては、「実績評価書」で述べられるべき項目（「各要素の明示」、「指標設定」、「目標設定」、「測定方法・データソース」、「指標測定」、「実績値測定した結果、達成（未達成）の明示」）がそれぞれ適切に示されていたかを順に検証していき、問題点がないか等を確認していく。インプット（財政的資源・その他資源）、アウトプット、アウトカム（中間・最終）、外部要因においても同様に検証する。

要素ごとに検証することで、例えば「目標設定」を行っていないにも関わらず、「達成（未達成）の明示」を記述している、などの問題点がないかを確認することができる。

また、各要素の情報をもとにロジック・モデルを図示して、インプットから最終アウトカムまでの一連の流れを把握する。

(iii) 測定結果の要因分析に役立つ項目に関する評価について

「チェック項目」のうち、個々の要素を論理的につなぐ「因果関係の説明」と「測定結果の要因についての考察」が示されているかを確認する。両項目とも今後の改善策の検討へと展開されることが望まれる重要な項目である。

(iv) 総合評価・提言について

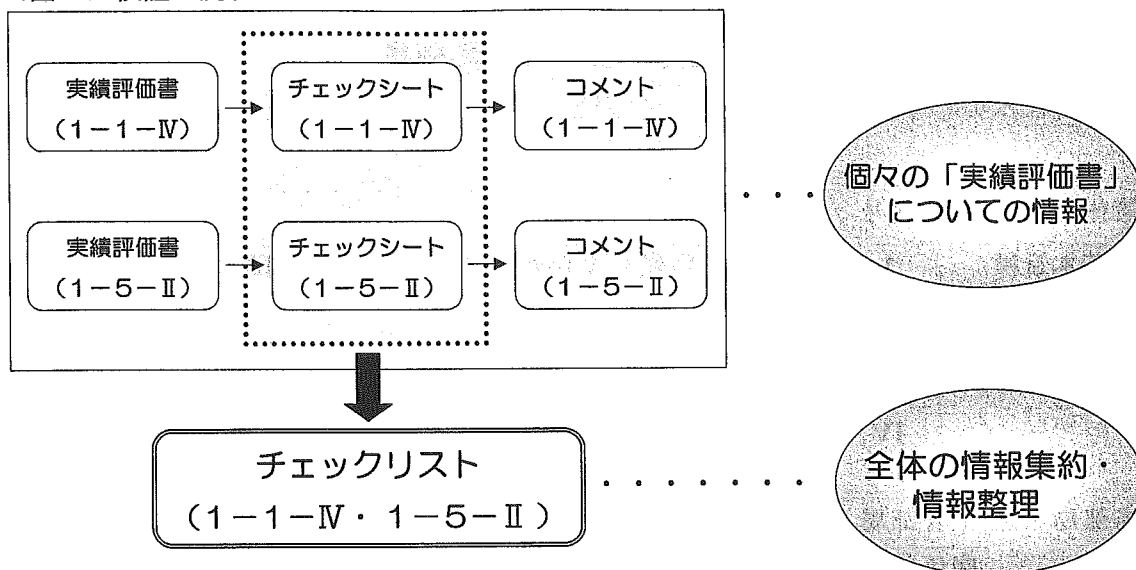
評価・分析段階で記述されるべき事項、つまり政策評価の結論部分として、論理的で説得力がある記述がされているかを確認する。対象となる「チェック項目」は「総合評価」と「提言」である。

(2) 厚生労働省の「実績評価書」の検証

1) 「チェックシート」と「コメント」による検証

厚生労働省の「実績評価書」の検証手順は、はじめに個々の「実績評価書」についての情報を収集し、次に、個々の「実績評価書」から得られた情報を整理して全体の考察を行う。個々の「実績評価書」における情報は「チェックシート」や「コメント」から得られるし、それらの情報の集約・整理は「チェックリスト」を用いることで可能となる（図4）。

<図4> 検証の流れ



評価対象について本研究では、厚生労働省が行った「実績評価書」のうち、医療分野における次の「実績評価書」について検証を行った。

<事例1> 政策体系【1-1-IV】

- (基本目標1) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。
- (施策目標1) 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること。
- (施策目標IV) 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること。

<事例2> 政策体系【1-5-II】

- (基本目標1) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。
- (施策目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること。
- (施策目標II) 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること。

以下で、検証の流れ(図4)に沿って、<事例1>と<事例2>の「実績評価書」、「チェックシート」、「コメント」を示す。

<表5>実績評価書 政策体系【1-1-IV】

厚生労働省 実績評価書

平成17年8月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
	IV	医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること
担当部局・課	主管部局・課	医政局指導課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	特定機能病院等への立入検査を徹底すること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 全国の病院に対し医療法に基づく立入検査を原則年1回実施する。					
(評価指標)	H12	H13	H14	H15	H16
立入検査件数(件)	8,599	8,645	8,656	8,645	—
立入検査の実施率(%)	92.6	93.8	94.3	94.8	—
立入検査の結果(遵守率)(%)	96.8	96.4	96.4	96.7	—
(備考) 立入検査の実施率等については、年度終了後実施主体である各自治体に取りまとめ、厚生労働省に報告する。厚生労働省においては、各自治体からの報告内容(約8,500病院)に不備がないかを確認のうえ公表しているため、平成16年度の実施率については、現在集計中。 * 遵守率とは、医療従事者数等に関する検査項目数に対する適合項目数の割合をいう。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

高度の医療を提供する特定機能病院に対しては、一般の病院及び有床診療所より高度な安全管理のための体制の確保が義務づけられていることから、厚生労働省が各自治体と合同で行う立入検査の際には、安全管理体制及び院内感染防止対策の確保状況についても検査を行い、安全管理を行う部門の規約が整備されていないなどの不適切な事例については、早急に改善を図るよう指摘・指導を行っている。

なお、その他の病院については、医療法に基づく立入検査は自治事務となっており、各都道府県が実施している。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

各都道府県等において、医療法第25条の規定に基づく立入検査の実施を通して、医療法に定められている施設等の基準について高い遵守率が保たれていることから、医療の質の向上に有効であると評価できる。

政策手段の効率性の評価

立入検査は自治事務であることから、各都道府県等の責任の下、主体的に地域の実情に応じた検査が行われている。また、特定機能病院については、各都道府県等と厚生労働省とが合同で立入検査を実施するなど、効率的に検査がなされている。

総合的な評価

医療法に基づく立入検査を毎年実施することを通して、医療法に基づく施設等の基準について高い遵守率が保たれていることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

また、立入検査の際、医療機関における安全管理のための体制の確保等について医療事故防止対策の取組強化が図られるよう指導することなどについて、都道府県等に対して技術的助言を行っている。

さらに、各都道府県と厚生労働省とが合同で実施する特定機能病院の立入検査については、実施率が100%となっており、特定機能病院に義務づけられている安全管理のための体制確保について指導が徹底され、医療の安全性を高めている。

評価結果分類	分析分類
(2)	(2)

3. 特記事項

- | |
|------------------------------------|
| (1) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。 |
| (2) 各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。 |
| (3) 総務省による行政評価・監視等の状況
なし。 |
| (4) 国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。 |
| (5) 会計検査院による指摘
なし。 |

※ 評価結果分類欄、分析分類欄の記号については、以下のとおり。

[評価結果分類]	
(1) 目標を達成した	←本実績評価
(2) 目標をほぼ達成した	
(3) 達成に向けて進展があった	
[分析分類]	
(1) 分析が的確に行われている	←本実績評価
(2) 分析がおおむね的確に行われている	
(3) 分析があまり的確でない	

出所) 厚生労働省

《政策評価チェックシート》

厚生労働省(1-1-W)

前提	医政局指導課	○
担当部署		
課題やニーズ	高度な医療を提供する特定機能病院に対しては、安全管理のための体制の確保が義務付けられていることから、安全管理体制及び院内感染防止対策の状況についても検査を行い、安全管理が整備されていない病院に対して、早急に改善・指導を行うことが必要。	○

ロジック・モデル		
各要素の明示		
最終アウトカム	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。	○
中間アウトカムA	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること。	○
中間アウトカムB	医療の質を向上させるために医療法に基づき基準を遵守させること。	○
アウトプット	全国の病院に対し立入検査を原則年1回実施する。	○
インプット		
財政的資源	なし	×
その他資源	なし	×
外部要因	なし	×
因果関係の説明		
アウトプット→アウトカム	なし	×
中間アウトカム →中間アウトカム	なし	×
中間アウトカム →最終アウトカム	なし	×
外部要因→アウトカム	なし	×
理論モデル作成		

指標（目標）設定			
指標設定			
中間アウトカムA	なし		×
中間アウトカムB	立入検査の結果【遵守率】（%）		○
アウトプット	立入検査の実施率（%）、立入検査件数（件）		○
外部要因	なし		×
指標の妥当性の説明			
中間アウトカムA	なし		×
中間アウトカムB	なし		×
外部要因	なし		×
目標設定			
中間アウトカムA	なし		×
中間アウトカムB	なし		×
アウトプット	なし		×

理論モデル作成

指標測定実施			
測定方法・データソース			
アウトプット	各自自治体に取りまとめ厚生労働省に報告。厚生労働省は報告内容等を確認のうえ公表。		○
中間アウトカムA	なし		×
中間アウトカムB	各自自治体に取りまとめ厚生労働省に報告。厚生労働省は報告内容等を確認のうえ公表。		○
外部要因	なし		×

実績値測定